

## 「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」提言素案 に対する主な意見と対応方針

## 1. 提言書への反映を行ったもの

意見内容	件数	対応方針
一般道の路線番号方式について、路線番号と道路通称名(通り名)を併用すべき。(p3)	5	検討会としても同様の認識であり、その趣旨がより明確になるよう修正します。
「景観等に配慮し、大型の標識の設置を避ける」旨の記述があるが、視認性の観点から懸念。(p4)	8	ご指摘を踏まえ、小型標識を活用する際においても文字の大きさなど、視認性への配慮が必要であることを記述します。
「東西南北」の表示のみでは、ジャンクション等の形状によっては混乱が生じるのではないかと。(p4)	6	検討会としても同様の認識であり、「方角」の代わりに「上り、下り」やそれを意味する簡易な記号等での代替案も考えられ、その具体的な方法については、今後別途検討します。
(自動車ユーザーに対して)有料/無料の案内が必要。(p4)	3	提言中に検討の必要性を記述しているところであり、いただいたご意見は今後の議論にあたっての参考にさせていただきます。
案内標識の表示の法則性について、基準等の詳細をHP等で説明の必要有り。(p5)	5	検討会としても同様の認識であり、表記方法(ルール)や表示内容(具体的な目標地名)についての周知の必要性の記述を追加します。
自転車や歩行者に対して、有料道路や自動車専用道路を迂回するルートの案内が乏しい。(p9)	3	ご指摘を踏まえ、検討の必要性に関する記述を追加します。
高齢化社会の到来等も踏まえ、夜間の視認性向上が必要。(p11)	8	提言中に検討の必要性を記述しているところであり、今後具体的な表示方法について検討し、必要に応じ基準等に反映していきます。
専門性のある用語に説明を加えてほしい。(p2,p10)	2	ご指摘を踏まえ、注釈等の説明を加えます。
ローマ字表記法に関する参考資料の中で、東京特別区の英語訳については、「Ward」でなく「City」が適切。	2	ご指摘を踏まえ、参考資料を修正します。

「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」提言素案 に対する主な意見と対応方針

2. その他の主なご意見に対する対応方針

【路線番号表示等について】

意見内容	件数	対応方針
高速の路線番号導入に関して、路線番号と高速道路の通称名を併用すべき。ただし、表示内容が増えて視認性が劣るのではないか。	1	高速道路についても、一般道と同様に路線番号と通称名の併記が適当と考えています。具体的様式等については、今後検討して、必要に応じて基準等に反映することを考えています。
路線番号の重複区間の表示については、必要性を踏まえて必ずしも設置しなくても良いのではないか。	1	ご指摘のとおり、重複している場合に一律に設置するものではなく、重複数、利用実態、認知度等を判断し、対応する必要があると考えております。

【色分けによる識別性の向上について】

色による識別(遠地/近地/施設等、予告/本標識、重要交差点/それ以外、国道/都道府県道)が必要である。	8	提言中に検討の必要性を記述しているところであり、いただいたご意見は今後の議論にあたっての参考にさせていただきます。
できるだけ色を使わなくても識別できる体系であるべき(カラーバリアフリーの観点、煩雑さが増加、景観阻害)	3	

【情報内容の選択・整理に関して】

民間施設の記述に関する規定の整備が必要。	3	基本的な考え方については、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」において示しているところであり、その具体的な判断や運用はマネジメントにより行うことを、提言においても記述しているところです。
高速のSA/PAのサービス内容(店舗情報等)の案内が必要。	3	ご指摘を踏まえ、今後必要性等について検討します。

【ピクトグラムについて】

ピクトグラムのデザインは、地方の特徴的な施設等のローカル色の出たデザインとすることが適当ではないか。	1	オリジナルのデザイン(地域独自のデザイン)に関して、賛否両方からのご意見を頂いたところですが、図記号は、外国人を含めた誰もがその意味を認識できることが必要であると考えことから、国際化を念頭にして定められたJISピクトグラムの採用等を基本とし、オリジナルのデザインの採用は抑制的である必要があると考えております。
ピクトグラムのデザインは、国際化に配慮し、ISO等で統一されたものを使用すべき。	6	

【他メディアとの連携強化】

道路地図等との連携の具体的な方法は、	3	地図における路線色と標識の色等について、既に連携して整備されているところですが、今後とも関係団体(地図メーカー等)と検討し、連携を強化していく予定です。
--------------------	---	--

【標識マネジメントについて】

マネジメント会議で意見を伺うためには、公共性の確保について全国統一された指針的なものが事前に必要。	2	統一的な指針が必要なものについては、ルールと手順等をガイドライン等で明確に定め、確実に実行することについて、提言に記述しているところです。
---	---	---

【その他】

<p>PDCAによるチェックは、道路管理者だけで行わず、市民、JAF、バス・トラック協会等の意見を得るようにすること。</p>	<p>2 マネジメント組織の運営には、まさにそのような方々の支援が不可欠であると考えております。</p>
<p>車線数が多い交差点や車線配置が複雑な交差点等で、車線別の案内が必要である。</p>	<p>8 現状でも、車線数が多い場合や、交差点形状が複雑な場合などの必要な箇所では、進行方向別通行区分(規制標識)と目標地案内の共架や、方向別の案内標識(108-B、108の2-B)の活用により、車線別の案内を行っているところです。今後とも、個別に必要性を勘案して、関係機関との調整を図った上で、設置をおこなっていきたいと考えております。</p>
<p>交差点名称表示の充実(予告を含む)が必要。</p>	<p>12 提言中に検討の必要性を記述しているところであり、今後具体的な表示方法について検討し、必要に応じ基準等に反映していきます。</p>
<p>市町村合併が進む中、重要地・主要地の選定基準の見直しや表示ルールの再検討が必要ではないか。</p>	<p>5 提言中に検討の必要性を記述しているところであり、今後の具体的な対応について検討し、必要に応じ基準等に反映していきます。</p>
<p>案内システムの市町村道への普及が必要。</p>	<p>3 国道から市町村道などに至るまで、きめの細かい案内を行うことが望ましいことは言うまでもありませんが、設置にかかる費用と有効性を考慮すると、当面、交通量の約7割をしめる都道府県道以上における案内体系の確立を優先すべきと考えています。</p>
<p>標識に関する情報を広く周知するにあたり、教習所、免許試験所等で配布される「交通の教則」を活用すべき。</p>	<p>2 警察庁が監修している「交通の教則」につきましては、現在においても主な道路標識や道路標示を掲載していると承知しておりますが、ご意見を踏まえ、警察庁との連携を図りつつ、今後さらなる活用策を検討してまいります。</p>